

## 浜岡原子力発電所に関する小型無人機等の飛行禁止区域の指定について

2016年5月23日

本日、浜岡原子力発電所の周辺地域が小型無人機等(※1)の飛行禁止区域に指定されましたので、お知らせします。

「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)」に基づき、浜岡原子力発電所の敷地(以下、「対象施設の区域」という。)およびその周囲おおむね300mの地域(以下、「対象施設周辺地域」という。)において、小型無人機等の飛行が禁止されました。

ただし、以下の①から③の場合については小型無人機等の飛行禁止が適用されず、小型無人機等の飛行をおこなおうとする者は、あらかじめ、その旨を当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会および管区海上保安本部長(※2)に通報する必要があります。

- ①対象施設の管理者またはその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空においておこなう小型無人機等の飛行
- ②土地の所有者もしくは占有者(正当な権原を有する者に限る。)またはその同意を得た者が当該土地の上空においておこなう小型無人機等の飛行
- ③国または地方公共団体の業務を実施するためにおこなう小型無人機等の飛行

対象施設周辺地域内において小型無人機等の飛行をおこなう場合の手続きの詳細については、以下のホームページをご確認ください。

・警察庁ホームページへのリンク:<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html>

・海上保安庁ホームページへのリンク(※2):<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>

※1 小型無人機等とは、「飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空の用に供することができる機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの。」および「航空法上の航空機以外の航空の用に供することができる機器であって、当該機器を用いて人が飛行することができるもの(高度又は進路を容易に変更することができるものとして国家公安委員会規則で定めるものに限る)」のことであります。

※2 通報先を追加しております。(2016年5月26日追記)

対象施設周辺地域内における小型無人機等の飛行の同意を求める場合の連絡先は以下のとおりです。

中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 危機管理部 核物質防護課

Tel:0537-86-3481(代表)

受付時間:9時~17時(土曜・日曜・年末年始(12月29日~1月3日)、祝日は除く)

以上